

転入者の皆さまへ

—諸手続きのご案内—

ようこそ
阿蘇市へ!



あか牛くん

阿蘇市のイメージキャラクターたち

■阿蘇市役所

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1

TEL:(0967) 22-3111 FAX:(0967) 22-4577

阿蘇市役所ホームページ <http://www.city.aso.kumamoto.jp/>



緑いきづく火の神の里 阿蘇市



阿蘇市のプロフィール

■位置と地勢

阿蘇市の位置は、九州のほぼ中央にあたり、熊本県の北東部に位置し、北に南小国町、産山村、大分県日田市、南に阿蘇山を挟んで南阿蘇村、高森町、西に菊池市、熊本市、大津町、東に大分県竹田市と隣接しています。

阿蘇市の規模は、東西約30Km、南北約17Kmで、面積は376.25㎢です。

地形は、阿蘇五岳を中心とする世界最大級のカルデラや広大な草原を有し、比較的平坦地の多い阿蘇谷と、起伏に富み傾斜地の多い阿蘇外輪地域で形成されています。

又、この地域は阿蘇くじゅう国立公園に指定されており、ハナシノブやスズランなど阿蘇特有の希少な植物が自生するなど、自然資源が大変豊富です。

気候は、年平均気温が約13℃で、年間降水量は約2,500mmです。四季を通じて比較的冷涼で多雨な地域であるため、平坦地では稲作を中心とした農業が盛んで、山間地では高冷地野菜の生産に取り組んでいます。

■観光

熊本県観光統計による県内の地域別観光客数の推移を見ると、阿蘇地域及び小国郷地域は他地域に比べ観光客数が群を抜いて多く、年間1,800万人を超えています。阿蘇地域の中央に位置する阿蘇市では県内最大の観光地であることを背景に、阿蘇の豊かな自然や特色ある施設を活用した観光を進めていくことに努力しています。

市民部 市民環境課・・・

◎各種証明書の発行について（本庁・各支所窓口）

- ・住民票発行
必要なもの……手数料(1通200円)、本人確認ができるもの（運転免許証等）
- ・戸籍発行(あらかじめ本籍・筆頭者をご確認下さい)※本籍が阿蘇市の方のみ
必要なもの……手数料(戸籍謄・抄本450円、除籍謄・抄本750円)、本人確認ができるもの（運転免許証等）
- ・印鑑証明発行
必要なもの……印鑑登録証(阿蘇市民カード)、手数料(1通200円)
- ・印鑑登録
ご本人が登録の場合
必要なもの……登録する印鑑(ゴム印、変形しやすい印鑑以外でご家族が登録されていないもの)、免許証やパスポート等顔写真のある官公庁発行の身分証明証、手数料(200円)

【自動交付機での各種証明書発行の利用（促進）について】

☆暗証番号を登録していただきますと自動交付機からの各種証明書の発行が可能になります。

☆時間外利用、交付時間短縮に役立ちます。

- ☆自動交付機で発行する証明書
住民票(個人・世帯)、印鑑証明書、所得証明書、住民税課税台帳記載事項証明書、住民票記載事項証明書、外国人登録原票記載事項証明書
- ☆自動交付機の稼働時間
午前7時30分から午後7時まで(土・日・祝日も可)
※ ただし、12月31日から1月3日までの4日間は利用できません。
- ☆自動交付機の設置場所
市役所本庁玄関横、内牧支所玄関横

◎各種届出について（本庁・各支所窓口）

	届出期間	必要なもの	閉庁時の届出	郵便での届出
転入届	14日以内	本人確認ができるもの、年金手帳、転出証明書	×	×
転出届	14日以内	本人確認ができるもの、国民健康保険証、	×	○
転居届	14日以内	本人確認ができるもの、国民健康保険証、	×	×
世帯主変更届	14日以内	本人確認ができるもの、国民健康保険証	×	×
出生届	14日以内	印鑑、母子手帳、出生証明書	○	○
死亡届	7日以内	印鑑、死亡診断書(死体検案書)	○	○
婚姻・離婚等	なし	本人確認ができるもの、国民健康保険証	○	○

※届出期間を経過して届出をされると過料が科せられることがあります。なお、届出用紙は市民環境課及び各支所の窓口にて用意してあります。

国民年金に関すること（本庁・各支所窓口）

国民年金は日本国内に住む20歳以上60歳未満の方は必ず加入しなければなりません。
また、年金を受けるためには、保険料を納めていることが必要です。

☆必ず加入しなければならない人（国民年金の加入者は3種類）

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	20歳以上の農林漁業・商業などの自営業者やその配偶者、学生、日本在住の外国人など。 第2号・第3号被保険者以外の方。	会社や役所などに勤務し、厚生年金保険・共済組合に加入している方。厚生年金保険・共済組合の加入者は、国民年金にも同時に加入していることとなります。	第2号被保険者に扶養されている配偶者。 第2号被保険者の配偶者であっても扶養されていない方は、第3号被保険者になりません。
保険料の納め方	日本年金機構から送付される納付書により金融機関・郵便局・コンビニエンスストア、年金事務所で納めるか、口座振替、クレジットカード	加入している事務所や共済組合で納めています。	

※第1号被保険者で納付が困難な方は、免除制度がありますのでご相談ください。

☆こんなときは届出を！！

	こんなときは？	届出先
被保険者	20歳になったとき（他の制度に加入している方を除く）	国民年金係
	厚生年金保険や共済組合へ加入したとき	事業所
	厚生年金保険や共済組合を脱退したとき	国民年金係
	厚生年金保険や共済組合に加入している配偶者の扶養になったとき	事業所
	厚生年金保険や共済組合に加入している配偶者の扶養からはずれたとき	国民年金係
受給者	住所を変えたとき	国民年金係
	氏名を変えたとき	国民年金係
	年金の受取（金融機関）を変えるとき	国民年金係
	年金証書をなくしたとき	国民年金係
	年金を受けている方が亡くなったとき	国民年金係

★年金出張相談のお知らせ★

毎月第1水曜日と第3金曜日に熊本東年金事務所が阿蘇市内で国民年金・厚生年金等の相談を行っております。

日時・場所：毎月第1水曜日 午前10時～午後3時・農村環境改善センター
毎月第3金曜日 午前10時～午後3時・阿蘇市役所会議室

※祝日等の関係により、日程が変更する可能性がありますので、詳しくは戸籍年金係までお問い合わせ下さい。

※予約制となっておりますので、下記にお申し込みください。

熊本東年金事務所 096-367-8144（国民年金課）
096-367-2503（総合窓口）

◎パスポートの申請について

阿蘇市に住民登録している人は、原則として阿蘇市役所での交付申請となります。
市民環境課窓口では申請業務と交付事務を行います
内牧支所・波野支所の窓口では申請業務のみ行います。パスポートの交付はすべて本庁市民環境課窓口で行いますのでご注意ください。

・取扱時間

平日 9:00～16:00

・所要日数

本庁市民環境課窓口・・・11日（土・日・祝祭日・年末年始を除く）

内牧支所・波野支所窓口・・・13日（土・日・祝祭日・年末年始を除く）

・必要なもの

パスポート用の写真・・・1枚（6か月以内に撮影したもの）

前回発給を受けた旅券

本人確認のための書類（運転免許証・写真付き住基カード等）

戸籍抄本・謄本・・・1通（6か月以内に取得したもの）

・手数料

一般旅券手数料		収入印紙	熊本県収入証紙	合計
10年旅券		14,000円	2,000円	16,000円
5年旅券	申請時 12歳以上	9,000円	2,000円	11,000円
	申請時 12歳未満	4,000円	2,000円	6,000円

生活環境係

◎ごみに関すること

- ①ごみの分別の手引き・ごみ分別収集カレンダーの配布
- ②ごみに関する問い合わせ・苦情について

◎犬に関すること

- ①犬の登録及び予防注射済証の交付
- ②犬に関する問い合わせ・苦情について

◎生活環境・公害に関する苦情、問い合わせ

- ①不法投棄等に関すること
- ②臭い・けむり等の公害に関すること

◎環境衛生補助について

- ①生ごみ処理機等に対する補助
- ②合併浄化槽設置に対する補助

市民部 税務課・・・

◎税務課窓口で発行する証明書

本人確認のため、運転免許証等の提示または写しの添付をお願いすることがございます。また、窓口に来られる方と証明を必要とされる方が異なる場合には、委任状を要する場合があります。詳しくは税務課までお尋ねください。

	市県民税	固定資産税	軽自動車税	その他証明
1	所得証明書（個人）※	課税台帳記載事項証明書	納税証明書（車検用）	納税証明
	所得証明書（世帯）※			
2	課税台帳記載事項証明書（個人）※	資産証明書	廃車証明	未納が無い証明書
3	課税台帳記載事項証明書（世帯）	無資産証明書		営業証明書
4	児童手当用証明書	評価証明書		所在証明書
5		公課証明書		
6		名寄帳証明書		

※印は、本庁および内牧支所にある自動交付機からお取りいただけます。

なお、自動交付機のご利用には「阿蘇市民カード(暗証番号)」が必要です。

詳しくは、市民環境課でお問い合わせください

◎阿蘇市で税金のかかる基準日等について

市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税
基 準 日			
1月1日に阿蘇市に住所を有する者	1月1日の所有者	4月1日の所有者	4月1日
年の途中で転入された方については、その年の1月1日に居住されていた市町村で課税されます。（証明書についても同様です。）	阿蘇市内で土地・家屋および償却資産をお持ちの方が課税対象となります。	4月2日以降に軽自動車を取得した場合は、翌年からの課税になります。自動車税(県税)はこの限りではありません。	阿蘇市に住所を有する者(他の保険に加入している者は適用が除外されます。)が課税対象となります。年度途中で転入又は転出された場合は月割で課税されます。

◎阿蘇市の取扱金融機関について

- ①指定金融機関・・・肥後銀行
- ②収納代理金融機関・・・熊本ファミリー銀行
熊本県信用組合
JA阿蘇
郵便局・ゆうちょ銀行（九州管内ただし沖縄県を除く）

※市税等の納付（納入）には、安全・便利な口座振替をご利用下さい。
口座振替のお申込みは、上記金融機関の市内各支店に用意してありますので、
口座振替依頼書に必要事項をご記入のうえ、金融機関の窓口へご提出下さい。
(お届け印、通帳が必要です。)

◎市税納期一覧表（納付書払・口座振替の場合）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
税目	資産税 軽自税 国保税	市県民税 国保税	資産税 国保税	市県民税 国保税	資産税 国保税	市県民税 国保税	資産税 国保税	市県民税 国保税	国保税	国保税
※市県民税・固定資産税 年4回					※国民健康保険税 年10回					
※軽自動車税 年1回										

市民部 健康福祉課・・・

☆阿蘇市にはこんな制度があります！！

助成制度	概要
乳幼児医療費助成	乳幼児を含めた就学前の児童の医療費を全額助成します。
保育料の減免	生活保護世帯及び多子世帯の保育料の減免をします。
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の母子および父子に係る医療費の一部を助成します。
重度心身障がい者医療費助成	重度心身障がい者の方に医療費の一部を助成します。
地方年金	障がい者の方に年金を支給します。(年額 5,000 円)
介護用品支給事業 (高齢者支援課)	寝たきりの介護度3以上の方への介護用品の支給をします。 (所得要件あり)
児童医療費助成	小学生・中学生の児童の医療費の一部を助成します。

子どもに関すること・・・健やかな子どもの成長を願って、次のことを行っています。

◎乳幼児の医療費の助成

乳幼児を対象に、保険診療の自己負担分を全額助成します。(入院時の食事医療費に係る負担額は除く。)満6歳の最初に迎える年度末まで。

必要なもの・・・印鑑、子どもの保険証、保護者名義の預貯金口座番号

◎子ども手当

15歳未満の子ども(満15歳の最初に迎える年度末まで)を養育している方に対し、支給します。また、子ども手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

必要なもの・・・印鑑、健康保険被保険者証の写し(厚生年金等加入している場合)、請求者(父または母)の預貯金口座番号

◎ひとり親家庭医療費の助成

ひとり親家庭の父または母及び18歳未満の児童、又は両親のいない18歳未満の児童、父または母に障害のある18歳未満の児童を対象に、保険診療による負担額の3分の2の助成(入院時の食事医療費に係る負担額は除く。)となります。ただし、所得制限があります。

必要なもの・・・印鑑、保険証、保護者名義の預貯金口座番号

◎児童(小学生・中学生)の医療費の助成

小学生・中学生を対象に保険診療分の自己負担分の一部(月額：入院 2,000 円、外来 1,000 円を控除した額)を助成します。満15歳の最初に迎える年度末まで。

必要なもの・・・印鑑、保険証、保護者名義の預貯金口座番号

◎児童扶養手当

児童の父、または母が死亡、離婚などの場合、18歳未満の児童を養育している母または父や、母または父に代わって児童を養育している人(遺族年金等の年金受給者は除かれます。)に対して申請により支給します。ただし、所得制限があります。

必要なもの・・・印鑑、申立書、所得証明書、戸籍謄本(本籍地が阿蘇市の方は不要)のほか、必要に応じて異なりますので、申請時おたずね下さい。

◎育児手当

阿蘇市に引き続き1年以上居住し、3人以上児童を養育している方に対し、第3子以降の児童が3歳の誕生日まで月額2万円を申請により支給します。

必要なもの…世帯全員の住民票及び第3子以降の児童の戸籍抄本、印鑑、保護者名義の預貯金口座番号

◎保育園

児童を家庭内で保育する保護者がいない場合は、保育所で保育することができます。

保育園名	電話番号	保育園名	電話番号
宮地保育園	22-2444	山田保育園	32-0794
坂梨保育園	22-0435	乙姫保育園	32-0315
古城保育園	22-0380	熊本 YMCA 赤水保育園	35-0024
りんどう保育園	22-4539	熊本 YMCA 永草保育園	32-0810
内牧保育園	32-0354	熊本 YMCA 尾ヶ石保育園	32-0213
熊本 YMCA 黒川保育園	34-0402	波野保育園	24-2800

※保育料の減免

生活保護世帯、前年度の所得税が課せられてない世帯で、かつ母子家庭世帯等の児童の保育料は減免の対象になります。なお、市町村民税課税証明書等の添付が必要となりますので、1月1日に居住されていた市町村から取り寄せていただく必要があります。

※幼稚園（教育委員会 教育課）

市内には2つの幼稚園があります。

園名	電話番号	園名	電話番号
あそひかり幼稚園	22-0089	阿蘇中央幼稚園	32-3643

◎子育て支援センター

阿蘇市では、3つの場所で子育て支援センターを開設しています。子育て支援センターでは、0歳から就学前の子どもたちとその保護者の方々と一緒に子育てについて考え、お手伝いを行っています。

センター名	住所	電話番号
阿蘇市子育て支援センター	三久保	32-3843
一の宮子育て支援センター	一の宮町宮地	22-4539
波野子育て支援センター	波野大字赤仁田	24-2800

障がい者福祉に関すること…障がいを持つ方のために次のような制度があります。

◎障害者手帳

身体・精神・知的障がいのある方に、いろいろなサービスを受けることができる手帳を交付します。

なお、すでに障害者手帳をお持ちの方は手帳に記載されている住所の変更手続きが必要になります

必要なもの…障害者手帳、印鑑、

◎特別児童扶養手当

20歳未満で、身体又は知的・精神に中度以上の障がいがある児童を扶養している保護者に対し支給いたします。ただし、所得制限があります。

必要なもの…印鑑、戸籍謄本、世帯全員の住民票、身体障害者手帳または療育手帳、診断書、申立書

◎特別障害者手当

20歳以上で在宅の重度の障がい者(常時特別の介護者が必要な方)に対し支給いたします。

ただし、所得制限があります。

必要なもの…印鑑、所得証明書(世帯員)

診断書、年金証書、本人名義の預貯金口座番号

◎障害児福祉手当

20歳未満で在宅の重度の障がい児に支給いたします。ただし、所得制限があります。

必要なもの…印鑑、所得証明書(世帯員)、

診断書、本人名義の預貯金口座番号

◎重度心身障がい者への医療費の助成

身体障害者手帳の1・2級の方、精神障害者手帳1級の方、療育手帳のA1、A2と判定または診断された方は、保険診療による一部負担額から自己負担額を差し引いた額を助成します。ただし、所得制限があります。

必要なもの…印鑑、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者手帳、保険証、所得証明書(世帯員)

国民健康保険に関すること…

国保の届出(14日以内に届出しましょう。印鑑、添付書類がいます。)

	こんなときに	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書、印鑑
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
	外国籍の人が入るとき	外国人登録証明書、印鑑

国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき (葬祭費の給付あり:3万円)	保険証、死亡を証明するもの、喪主の方の印鑑と振込先口座情報
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
	外国籍の人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書、印鑑

その他	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書、印鑑
	阿蘇市内で住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、いっしょにしたとき	
	保険証をなくしたとき (汚れて使えなくなったとき)	本人であることを証明するもの (使えなくなった保険証など)、印鑑

◎国保の給付種類

- ①療養費の支給 ②葬祭費の支給 ③高額療養費の支給 ④出産育児一時金の支給
⑤あんま鍼灸券の支給 ⑥人間ドック助成 ほか

母子保健関係……妊婦さん、子どもさんの健診等について

★母子手帳の交付

窓口	問合せ先
一の宮保健センター（市役所東側）	22-5088
阿蘇市内牧支所市民係	32-1111

『妊婦さんの転入について』

妊婦健診受診票の未使用分を、市専用の受診票と差し替えますので、必ず上記の場所に提出してください。前の市町村で発行された母子健康手帳はそのまま使えます。

★子どもさんの健診について

事前に個人通知をさしあげるか、母子保健推進員さんが配布しますので、もれなく健診をお受け下さい。時間は通知でご確認下さい。

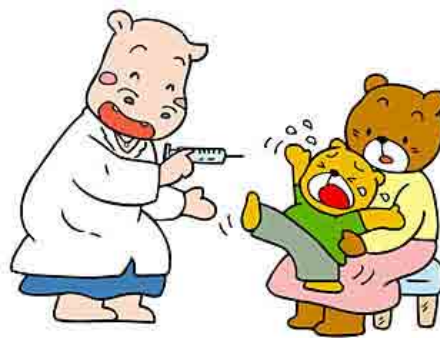
市の広報誌、阿蘇市のホームページにも掲載しています。

★母子保健推進員

妊婦さんや子どもさんの様子をうかがい、育児相談等をお受けする方です。訪問された際にはお気軽にご相談下さい。

★予防接種の受け方について

- 予防接種についての説明と、年間計画表および問診票を保健予防係でお渡しします。
- 市内の医療機関で接種を受ける場合は、事前に予約し必ず母子健康手帳と問診票を持参して下さい。(突然行っても接種出来ない時があります。)
- 個人通知はしていません。詳しい日程・時間等は阿蘇市予防接種年間計画表、広報あそ及び阿蘇市のホームページでご確認ください。



<予防接種の種類>

赤ちゃんが、3ヶ月を過ぎたら予防接種が受けられます。病気に対する最低限の免疫をつけるために必要なものです。

子どもさんの体調に合わせて受けていきましょう。

《予防接種一覧》

予防接種名	受けられる年齢	回数	実施場所	実施時期	
ポリオ	生後3ヵ月～ 7歳6ヵ月未満	2回	阿蘇保健福祉センター 一の宮保健センター 波野保健福祉センター	4月・9月	
BCG	生後3ヶ月～ 6ヵ月未満	1回	一の宮保健センター	毎月	
3種混合	生後3ヵ月～ 7歳6ヵ月未満	4回	阿蘇中央病院	毎週金曜日	
	20日～56日までの間隔で3回接種し、その後3回目が終わって1年～1年半後にもう1回。計4回接種します。				
麻しん 風しん1期	生後1歳～2 歳未満	1回	委託医療機関	予約制	
麻しん 風しん2期	就学前児 (年長児)	1回	委託医療機関		
麻しん 風しん3期	中学1年生	1回	委託医療機関		
麻しん 風しん4期	高校3年生	1回	委託医療機関		
日本脳炎	1期	3歳～ 7歳6ヵ月未 満	初回2回 追加1回	委託医療機関 6～28日までの間隔で1期初回 を2回接種し、その後、2回目が 終わって概ね1年後にもう一回 の計3回接種します。	予約制
	2期	9歳～ 13歳未満	1回	委託医療機関	予約制
子宮頸がん (任意) 自己負担 2,000円/回	・中学3年生の 女子 ・平成23年度 に1-2回接種 した高校1・2 年生の女子	3回	委託医療機関	予約制	
ヒブ (任意) 自己負担 2,000円/回	生後2か月 ～4歳	最大4回 (予防接種 の開始年齢 で接種回数 が異なります。)	松見内科クリニック、小野 主生医院、たくもと小児科 クリニック、阿蘇中央病院	予約制	
小児用肺炎球菌 (任意) 自己負担 2,000円/回	生後2か月 ～4歳	最大4回 (予防接種 の開始年齢 で接種回数 が異なります。)	松見内科クリニック、小野 主生医院、たくもと小児科 クリニック、阿蘇中央病院	予約制	

※ 麻しん風しん予防接種の3期・4期は、平成20～24年度のみの特設措置です。

※ 日本脳炎：平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれ（積極的勧奨の差し控え期間中の出生者「特例対象者」）で、1期・2期の接種が終わっていない子どもさんは、20歳未満である間に、接種を受けることができます。

健康診断を受けられる方へ

市では、下記のとおり健康診断を実施しております。

◎複合健診 7月～8月と11月に実施

30歳代健診（30歳～39歳の国保加入者）、特定健康診査（40歳～74歳の国保加入者）、後期高齢者健康診査（75歳以上の後期高齢者医療加入者）、超音波検診および各種がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がん）を受診することができます。

毎年4月頃に「各種健診希望調査書」を各家庭に配布し、皆様の健診希望状況をお聞きします。転入者でこれから検診を希望される場合は、直接保健予防係までお申し込みください。

※保健師・訪問看護師がお宅に伺い、血圧測定・健康相談など健康に関するアドバイスも行っております。

相談ご希望の方は、一の宮保健センターまでお電話下さい。TEL：22-5088

市民部 高齢者支援課・・・

高齢者医療係

後期高齢者医療に関すること

◎後期高齢者医療関係の届出

こんなとき	届け出に必要なもの
阿蘇市内で住所が変わったとき	保険証、印鑑
阿蘇市内から転出するとき	保険証、印鑑
阿蘇市内に転入したとき	保険証、印鑑、 (県外から転入の時：負担区分証明書)
世帯に変更があったとき	保険証、印鑑
一定の障害のある方が65歳になったとき、または65歳を過ぎて一定の生涯のある状態になり、後期高齢者医療保険に加入したいとき	保険証、国民年金証書・身体障害者手帳等・医師の診断書のいずれかの書類、印鑑
生活保護を受けるようになったり、医療保険の資格を失ったりしたとき	保険証、印鑑
死亡したとき（葬祭費2万円）	死亡した方の保険証、喪主の方の印鑑と振込口座のわかるもの

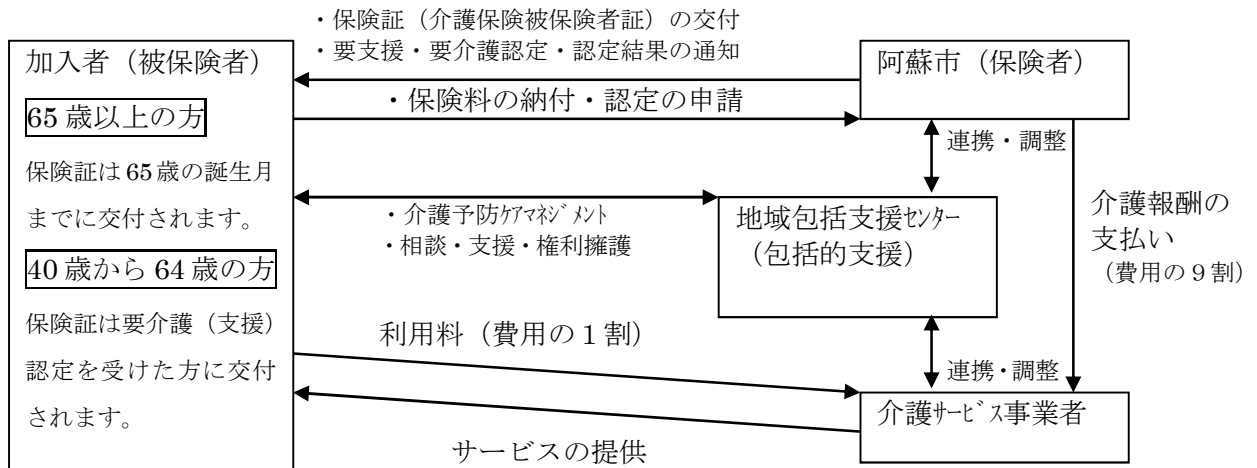
介護保険係

介護保険に関すること

◎介護保険関係の転入時の届出

前市区町村で要介護認定等を受けていた方は、前市区町村で交付された介護保険受給資格証を住所異動日から14日以内に提出して要介護認定・要支援認定申請をしてください。申請には印鑑が必要です。

◎介護保険は40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）です



◎介護サービスを利用するためには、市役所高齢者支援課介護保険係、内牧支所市民係、波野支所市民係へ、要介護（支援）認定申請の手続きにおいでください。
申請に必要なもの：印鑑、介護保険証、健康保険証（40歳から64歳の方のみ）

地域包括支援係・高齢者福祉係

◎介護保険以外の保健・福祉サービス

高齢者の介護が必要になったり、さらに状態が悪くならないようにすること(介護予防)や、自立した生活が続けられるように必要な支援(生活支援)を行います。

◎生活支援サービス

- ・食の自立支援事業を行います。(弁当配布等)
- ・ひとり暮らし高齢者の安否確認を行います。(地域住民による定期訪問)
- ・ひとり暮らし高齢者世帯等への緊急通報装置の設置を行います。
- ・家族介護支援事業(介護用品の支給、家族介護慰労事業)
- ・おでかけサービス事業(タクシー券)
- ・老人日常生活用具給付等事業(電磁調理器、火災警報機、自動消火器)

◎介護予防・生きがい活動支援

- ・地域住民グループ支援事業
- ・地域介護予防教室(転倒予防、認知症予防、食生活指導などを行います)
- ・高齢者の生きがいづくり推進事業(絵手紙、木彫り、陶芸、パソコン教室、料理教室などを行います)
- ・温泉はつらつ講座(温泉旅館で健康づくり)

高齢者生活に関すること・・・お年寄りに安心して生活していただくため、次のような助成や制度があります。

◎老人クラブ

お年寄りに生きがいのある老後をすごしていただくため、スポーツやレクリエーション、教養講座、社会奉仕活動などを通じ、相互の親睦を深めていただくための組織です。

◎地域包括支援センターが介護予防の拠点となります。

地域包括支援センターでは、いくつになっても住み慣れた地域で安心して生活を送るために、保健・介護・福祉という3分野の専門職が連携し、福祉・介護・医療サービスや地域のボランティアなどと協力しながら、高齢者の生活を支える総合相談機関です。また、指定介護予防支援事業所として要支援認定者の予防プラン作成及びサービス利用調整等の支援を行っています。お気軽にご相談ください。

地域包括支援センター（高齢者支援課内） 22-3145
内牧分室（内牧支所内） 32-3700

◎在宅生活支援センター

お年寄りの自立や介護を応援するなど、在宅生活に関する総合的な相談の場です。

①主な業務

- ・介護についての相談
- ・日常生活用具の展示・紹介
- ・高齢者向け住宅の増改築等に関する相談
- ・保健・福祉サービスに関する利用等の相談
- ・短期宿泊事業についての相談など

②相談方法

在宅生活支援センターにお越しいただいたり、家庭訪問や電話での相談も受け付けております。（相談は無料です）

阿蘇在宅生活支援センター(阿蘇保健福祉センター)	TEL:32-5122
阿蘇みやま荘在宅生活支援センター（特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘）	TEL:34-1876
阿蘇一の宮在宅生活支援センター（特別養護老人ホームあそん里）	TEL:22-5151

水道課・・・

水道をお使いになる前に

水道水開栓の手続きが必要です。

- ・庁舎内にあります水道課の窓口（各支所水道分室窓口）で、ご本人(水道使用者)が所定の用紙(開栓届出)によりお届けください。

手続きに必要なもの

- ・使用者の印鑑、手数料(500円)

◎お願い

- ・水道使用料のお支払いは、便利な口座振替をご利用いただきますようお願いいたします。
(口座振替依頼書は水道課、各金融機関の窓口にあります。)
- ・口座振替依頼書に必要事項をご記入のうえ、各金融機関の窓口にご提出ください。
(お届け印、通帳が必要です。)

◎水道の休止

- ・お引越し、転勤等により水道の使用をやめる場合は、休止届出(手数料500円)および水道使用料のご清算が必要ですので、印鑑をご持参のうえ、水道課窓口（各支所水道分室窓口）まで、事前にお越しください。

水道局 水道課 TEL:22-3196（直通）

※一の宮町坂梨・中坂梨・北坂梨・三野・手野・中通地区への転入の方は財産区水道の手続きとなります。各地区の財産区委員または総務部財政課管財係 TEL:22-3204 で手続きください

情報課・・・

◎お知らせ端末について

阿蘇市では、市や地区からのお知らせ放送を「お知らせ端末」を使って行っています。「お知らせ端末」は、光回線を利用した、新しいタイプの告知サービスシステムで、映像と音声でお知らせを見たり聴いたりすることができます。また、テレビ電話機能が付いており、お知らせ端末同士の通話が無料で行えます。



◎光インターネットについて

阿蘇市全域で、光インターネット接続サービスを行っています。公設公営なので、安心して利用できます。ぜひ、高速・大容量送受信の光インターネットをご利用ください。

総務部情報課 TEL:22-3253（直通）

総務課・・・防災について

◎安心安全ネットワークメール配信について

住民・警察署・消防署等から得られた情報を情報管理者がメール発信します。

・発信の種類

火災情報、行方不明情報、交通情報、防犯情報、災害情報の5つです。登録者側で選択できます。

・登録の方法

パソコンからと携帯電話からの2通りがあります。登録も修正も抹消も自分で入力します。必要な情報だけが配信されます。

○パソコンから・・・<http://www.aso-anzen.jp/>

○携帯電話から・・・<https://www.aso-anzen.jp/app-frontmb/>

・料金

無料です。



◎緊急速報携帯メールについて

緊急速報「エリアメール」(NTT ドコモ)、緊急速報メール「災害・避難情報」(au・ソフトバンク)対応の携帯電話をお持ちの方は、災害・避難情報など阿蘇市内の電波塔配信エリア内の携帯電話へ一斉に配信されます。

購入時にエリアメール及び緊急速報メールの受信設定が「OFF (利用しない)」に設定されている場合は、「ON (利用する)」に設定変更をお願いします。

◎防災無線 (防災交通係・各支所総務振興係)

・貸与

阿蘇市内に居住される方に対して、戸別受信機 (原則1世帯1台) を無料で貸与します。市役所・各支所にあります申請書及び借用書に必要な事項をご記入のうえ、ご提出ください。

・返還

市役所・各支所にあります返還書に必要な事項をご記入のうえ、戸別受信機を返還ください。

・異動

阿蘇市内の中で転居される場合、市役所・各支所にあります異動届出書に必要な事項をご記入のうえ、戸別受信機とともにご提出ください。

戸別受信機は行政区別にID番号が設定されていますので、転居先のID番号に設定を変更する必要があります。

・その他

戸別受信機は停電に対応するために乾電池の設置が必要です。

電池がなくなりましたら、電源ランプが点滅又は消灯、もしくは放送終了後にピーピー音になりますので、電池を交換されますようお願いいたします。

阿蘇市 公共施設一覧			平成24年4月1日現在	(※市外局番0967)
区分	施設名称	郵便番号	所在地	電話
執行機関	阿蘇市役所	869-2695	一の宮町宮地504-1	22-3111
	阿蘇市内牧支所	869-2301	内牧1111-3	32-1111
	阿蘇市波野支所	869-2806	波野大字波野2710	24-2001
	阿蘇市土木部下水道課	869-2302	三久保61-1	32-3200
	阿蘇山上事務所(火口中央監視所)	869-2225	黒川 無番地	34-1668
	阿蘇市水道局	869-2612	一の宮町宮地504-1	22-3196
	阿蘇市議会事務局	869-2612	一の宮町宮地504-1	22-3279
	阿蘇市教育委員会	869-2612	一の宮町宮地504-1	22-3229
	阿蘇世界文化遺産推進室	869-2221	役犬原805	34-1643
	阿蘇市選挙管理委員会事務局	869-2612	一の宮町宮地504-1	22-3239
	阿蘇市監査委員事務局	869-2612	一の宮町宮地504-1	22-3240
	阿蘇市農業委員会事務局	869-2612	一の宮町宮地504-1	22-3254
保健・福祉施設	阿蘇市消費生活センター	869-2612	一の宮町宮地505-1	22-3364
	阿蘇中央病院	869-2225	黒川1178	34-0311
	波野診療所	869-2806	波野大字波野2703	24-2203
	一の宮保健センター	869-2612	一の宮町宮地505-6	22-5088
	阿蘇保健福祉センター	869-2301	内牧976-2	32-1127
	波野保健福祉センター	869-2806	波野大字波野2703	24-2088
	一の宮高齢者センター	869-2601	一の宮町手野963-1	22-4772
	養護老人ホーム 上寿園	869-2311	小池5-1	32-0146
	ふれあいプラザ北外輪	869-2304	西湯浦664	32-3805
	波野ふれあいプラザ	869-2306	波野大字波野2676-1	なし
	波野高齢者コミュニティセンター福寿荘	869-2806	波野大字波野3576-9	24-2533
	阿蘇市子育て支援センター	869-2302	三久保639-1	32-3843
	一の宮子育て支援センター(りんどう保育園内)	869-2612	一の宮町宮地3249	22-4539
	波野子育て支援センター(波野保育園内)	869-2803	波野大字赤仁田296-2	24-2800
観光案内	一の宮町インフォメーションセンター	869-2612	一の宮町宮地1945-3	22-8181
	道の駅・阿蘇 ASO田園空間博物館総合案内所	869-2225	黒川1440-1	35-5077
宿泊・キャンプ	なみの高原やすらぎ交流館	869-2801	波野大字小地野663-1	23-0555
	古代の里キャンプ村	869-2601	一の宮町手野2160	22-5100
	阿蘇坊中キャンプ場	869-2225	黒川1442-2	34-0351
	みんなの森	869-2224	蔵原1594番地1	34-2151
温泉	アゼリア21長者の湯	869-2612	一の宮町宮地5812	22-5311
	一の宮温泉センター	869-2601	一の宮町手野963-1	22-4083
	阿蘇坊中温泉「夢の湯」	869-2225	黒川1538-3	35-5777
飲食・特産品販売	特産物直売センター「あぜり庵」	869-2612	一の宮町宮地5816	22-5512
	四季彩いちのみや	869-2612	一の宮町宮地538-1	35-4155
	はな阿蘇美	869-2307	小里781	23-6262
	道の駅・波野 神楽苑	869-2801	波野大字小地野1602	24-2331
産業・観光 情報施設	阿蘇市ウォーキングセンター	869-2805	波野大字中江2606-2	24-2840
	中江神楽殿	869-2805	波野大字中江2606-1	24-2961
	郷土芸能伝承館	869-2806	波野大字波野1502-4	24-2745
	農林水産物処理加工施設(阿蘇ものがたり)	869-2612	一の宮町宮地538-1	22-1475
	阿蘇市農畜産物処理加工施設	869-2307	小里781	23-6262
	森林のトレイ製作工場	869-2806	波野大字波野870	23-0255
	一の宮町中央駐車場	869-2612	一の宮町宮地1945-3	22-8181
	種馬鈴薯選別場	869-2801	波野大字小地野7-1	24-2389
	高品質堆肥製造施設	869-2235	狩尾831-4	なし
阿蘇テレワークセンター	869-2304	西湯浦1451-11	23-6009	
スポーツ・交流施設	阿蘇体育館	869-2301	内牧267	32-4000
	一の宮体育館	869-2612	一の宮町宮地2318-1	22-1097
	一の宮武道場	869-2612	一の宮町宮地2020-1	なし
	波野体育館	869-2806	波野大字波野2709-1	24-2642
	農村公園あぴか	869-2225	黒川字灰塚656の外	32-5081
	一の宮運動公園	869-2612	一の宮町宮地4796-1	22-2917
	一の宮社会教育センターグラウンド	869-2612	一の宮町宮地2383	22-1097
	波野グラウンド	869-2802	波野大字小園882	24-2642
	波野西部地区グラウンド	869-2806	波野大字波野870	24-2649
	波野高齢者コミュニティセンター福寿荘	869-2806	波野大字波野3576-9	24-2533
	アゼリア21屋内50m公認温水プール	869-2612	一の宮町宮地5812	22-5311
	アゼリア21交流促進センター	869-2612	一の宮町宮地5818-1	22-5511
	阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」	869-2301	内牧261-1	32-5011

阿蘇市 公共施設一覧		平成24年4月1日現在		(※市外局番0967)
区分	施設名称	郵便番号	所在地	電話
集会施設	阿蘇公民館	869-2301	内牧267-7	32-4369
	波野公民館	869-2806	波野大字波野2709-7	なし
	阿蘇市公民館宮地分館(教育委員会内)	869-2612	一の宮町宮地504-1	22-3229
	阿蘇市公民館坂梨分館	869-2611	一の宮町坂梨846-1	なし
	阿蘇市公民館古城分館	869-2601	一の宮町手野926-1	なし
	阿蘇市公民館中通分館	869-2613	一の宮町中通1646-4	なし
	阿蘇市公民館役犬原施設	869-2221	役犬原805	34-1643
	就業改善センター	869-2612	一の宮町宮地2318-1	22-1097
	一の宮農業構造改善センター	869-2612	一の宮町宮地1288	22-4830
	古神地区地域学習センター	869-2612	一の宮町宮地4556-3	なし
	カルデラASO	869-2613	一の宮町中通300-1	22-4192
	中通生活改善センター	869-2613	一の宮町中通302-5	なし
	農村環境改善センター	869-2301	内牧976-2	32-3334
	コミュニティーセンター(ヒューマン21)	869-2221	役犬原324-1	34-1242
	波野総合地域施設	869-2802	波野大字小園881-1	24-2642
	林業研修集会施設	869-2801	波野大字小地野64-2	24-2909
農村婦人の家やまびこ	869-2806	波野大字波野872-5	24-2227	
図書館	一の宮図書館	869-2612	一の宮町宮地2383	22-2916
	阿蘇図書館	869-2301	内牧976-2	32-0067
給食センター	一の宮学校給食センター	869-2612	一の宮町宮地1668	22-0450
	阿蘇給食センター	869-2225	黒川881-1	24-6670
	波野学校給食センター	869-2806	波野大字波野3748	24-2408
中学校	一の宮中学校	869-2612	一の宮町宮地1669-2	22-0201
	阿蘇中学校	869-2301	内牧609	32-0076
	波野中学校	869-2806	波野大字波野3748	24-2031
小学校	宮地小学校	869-2612	一の宮町宮地2511	22-0113
	坂梨小学校	869-2611	一の宮町坂梨3028	22-0035
	中通小学校	869-2613	一の宮町中通1521	22-0121
	古城小学校	869-2613	一の宮町中通2177	22-0199
	碧水小学校	869-2225	黒川1234-1	34-0017
	乙姫小学校	869-2226	乙姫1612	32-0209
	阿蘇西小学校	869-2237	的石1494	35-0812
	尾ヶ石東部小学校	869-2235	狩尾675	32-2442
	内牧小学校	869-2301	内牧1376	32-0010
	山田小学校	869-2314	小野田567-2	32-0797
	波野小学校	869-2806	波野大字波野3742-1	24-2032
	保育園・幼稚園	坂梨保育園	869-2611	一の宮町坂梨3027-1
乙姫保育園		869-2226	乙姫127-5	32-0315
山田保育園		869-2314	小野田1418	32-0794
波野保育園		869-2803	波野大字赤仁田296-2	24-2800
宮地保育園(民設)		869-2612	一の宮町宮地2383	22-2444
古城保育園(民設)		869-2601	一の宮町手野1030	22-0380
りんどう保育園(民設)		869-2612	一の宮町宮地3249	22-4539
熊本YMCA黒川保育園(民設)		869-2225	黒川1506	34-0402
内牧保育園(民設)		869-2301	内牧169	32-0354
熊本YMCA赤水保育園(民設)		869-2232	赤水846-56	35-0024
熊本YMCA永草保育園(民設)		869-2231	永草2905	32-0810
熊本YMCA尾ヶ石保育園(民設)		869-2235	狩尾1798	32-0213
あそひかり幼稚園(民設)		869-2613	一の宮町中通302-5	22-0089
阿蘇中央幼稚園(民設)		869-2225	黒川758	32-3643
その他・団体等施設		阿蘇広域行政事務組合事務局	869-2236	跡ヶ瀬177
	大阿蘇環境センター未来館	869-2236	跡ヶ瀬177	24-5353
	大阿蘇環境センター蘇水館	869-2232	赤水266	35-0746
	阿蘇広域情報センター	869-2301	内牧976-2	32-0101
	特別養護老人ホームみやま荘(阿蘇広域)	869-2225	黒川1365	34-0848
	阿蘇中部斎場(阿蘇広域)	869-2612	一の宮町宮地4556-18	22-0092
	阿蘇広域行政事務組合消防本部	869-2225	黒川1423-1	34-0024
	産山波野分駐所(阿蘇広域消防)	869-2801	波野大字小地野1111	24-2766
	(財)阿蘇地域振興デザインセンター	869-2612	一の宮町宮地2402	22-4801
	阿蘇市社会福祉協議会	869-2301	内牧976-2	32-1127
	阿蘇市社会福祉協議会一の宮支所	869-2612	一の宮町宮地505-6	22-4776
	阿蘇市社会福祉協議会波野支所	869-2806	波野大字波野2703-1	24-2855

各課お問い合わせ先 (市外局番 0967)

部局・ 実施機関	課名	NTT 電話 (直通)	お知らせ端末 (テレビ電話)	所在
総務部	総務課	22-3111 (休日・夜間代表)	22-3111 (55-3111) (56-3111)	本庁 2 階
	財政課	22-3204	22-3204	本庁 2 階
	企画振興課	22-3169	22-3169	本庁 2 階
	情報課	22-3253	22-3253 (55-3253)	本庁 3 階
	内牧支所	32-1111	(55-1111)	内牧
	波野支所	24-2001	(24-2001)	波野大字波野
市民部	税務課	22-3148	22-3148 (55-3148) (56-3148)	本庁 1 階
	地籍調査係	22-3264	22-3264	本庁 1 階
	市民環境課	22-3135	22-3135 (55-3135)	本庁 1 階
	人権啓発課	22-3206	22-3206	本庁 3 階
	健康福祉課 (福祉事務所)	22-3167	22-3167 総合 (55-3167) 子育て (56-3167) 保健 (57-3167)	本庁 1 階
	高齢者支援課	22-3145	22-3145 (56-3145)	本庁 1 階
	(地域包括支援センター) (包括支援内牧分室)	32-3700	(55-3145) (57-1111)	本庁 1 階 内牧支所内
経済部	農政課	22-3274	22-3274	本庁西側別館
	商工観光課	22-3174	22-3174	本庁西側別館
土木部	建設課	22-3187	22-3187	本庁 2 階
	下水道課	32-3200	(32-3200) (55-3200)	三久保 浄化センター内
会計管理者	会計課	22-3284	22-3284	本庁 1 階
議会	事務局	22-3279	22-3279	本庁北側別館
水道局	水道課	22-3196	22-3196	本庁 2 階
	(内牧分室)	32-1111	(56-1111)	内牧支所内
	(波野分室)	24-2003	(24-2003)	波野支所内
教育委員会 教育部	教育課	22-3229	22-3229 (55-3229)	本庁 3 階
	世界文化遺産推進室	34-1643	(34-1643)	役犬原
選挙管理委員会	事務局	22-3239	22-3239	本庁 2 階
農業委員会	事務局	22-3254	22-3254	本庁西側別館
監査委員	事務局	22-3240	22-3240	本庁 3 階

※お知らせ端末欄 () 書きの番号はテレビ電話機能をご利用になれます。それ以外の番号は映像なしの通話となります。